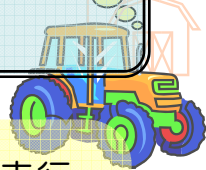


農耕作業用自動車の排出ガス規制について



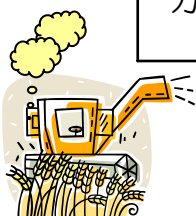
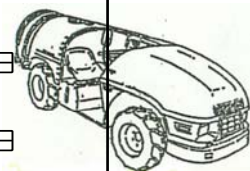
「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、公道を走行しない特殊自動車についても、公道を走行するものと同様、排出ガスの規制が行われることとなりました。これにより、車両に搭載される原動機の定格出力の大きさ等に応じ、平成18年10月1日から順次、その使用に関する規制が開始されます。

この法律に基づく規制のポイントは、次のとおりです。

I 公道を走行しない農耕作業用自動車も排出ガス規制の対象となります

- 下表の規制適用日以降に製造される原動機の定格出力が**19kW(約26馬力)以上の乗用型トラクター、乗用型田植機、スピードスプレヤー、自脱型コンバイン、普通型コンバイン**の他、カタピラを有する自走式の作業機(**マニュアルスプレッター、ハーベスター等**)などが規制の対象です。
 - ・ これらの農耕作業用自動車の他、フォークリフト等の産業用機械、バックホウ等の建設機械も対象となります。
 - ・ ただし、公道を走行できることとして国土交通大臣の型式認定を受けているもの(車両本体に型式認定番号が貼付されているもの)は、すでに排出ガス規制への適合が確認されており、今回の規制の対象外です。

| 特定特殊自動車の種類 | | 規制適用日 | |
|------------|--------------------------------------|------------|-----------|
| 燃料 | 定格出力 | 新形式 | 継続型式・輸入車 |
| 軽油 | 19kW以上37kW未満 (約26馬力以上約50馬力未満) | 平成19年10月1日 | 平成20年9月1日 |
| | 37kW以上56kW未満 (約50馬力以上約76馬力未満) | 平成20年10月1日 | 平成21年9月1日 |
| | 56kW以上75kW未満 (約76馬力以上約102馬力未満) | 平成20年10月1日 | 平成22年9月1日 |
| | 75kW以上130kW未満 (約102馬力以上約177馬力未満) | 平成19年10月1日 | 平成20年9月1日 |
| | 130kW以上560kW未満 (約177馬力以上約762馬力未満) | 平成18年10月1日 | 平成20年9月1日 |
| ガソリン・LPG | 19kW以上560kW未満 (約26馬力以上約762馬力未満) | 平成19年10月1日 | 平成20年9月1日 |



(注) 国産のほとんどの農耕作業用自動車は、軽油を燃料とし、定格出力が130kW(約177馬力)未満のものであることから、その規制の開始日は平成19年10月1日以降となります。

II 現在お持ちの農耕作業用自動車は、排出ガス規制の対象外ですので、そのまま使用できます

- Iの表の規制適用日以降に製造された車両が規制の対象です。従って、既にお持ちの車両は規制の対象とはなりません。ただし、規制日以降の製造でないことを証明できる販売契約書等を保管しておくことが必要です。

III 規制対象の農耕作業用自動車を購入する場合は、車両本体に「排出ガス基準適合車」等のシールが貼付されていることを確認して下さい

- 規制開始日以降に製造・販売される規制対象車両(Iの表参照)には、メーカー等により次のいずれかのシールが貼られています。



IV 基準に適合しない農耕作業用自動車を使用すると、その使用者が罰せられます

- 基準に適合しない規制対象の車両を使用したものには、30万円以下の罰金が課せられます。
- 規制対象車両の使用や整備の状況等を確認するため、法律に基づき、国の職員が立ち入って検査をさせていただくことがあります。

御不明の点は、お近くの農政局、環境事務所等にお問い合わせ下さい。

| 農林水産省関係機関 | 電話番号(代表) | 環境省関係機関 | 電話番号(代表) |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 農林水産省生産局農産振興課技術対策室 | 03-3502-8111 | 環境省水・大気環境局自動車環境対策課 | 03-3581-3351 |
| 東北農政局生産経営流通部農産課 | 022-263-1111 | 北海道地方環境事務所 | 011-251-8700 |
| 関東農政局生産経営流通部農産課 | 048-600-0600 | 東北地方環境事務所 | 022-722-2870 |
| 北陸農政局生産経営流通部農産課 | 076-263-2161 | 関東地方環境事務所 | 048-600-0516 |
| 東海農政局生産経営流通部農産課 | 052-201-7271 | 中部地方環境事務所 | 052-955-2130 |
| 近畿農政局生産経営流通部農産課 | 075-451-9161 | 近畿地方環境事務所 | 06-4792-0700 |
| 中国四国農政局生産経営流通部農産課 | 086-224-4511 | 中国四国地方環境事務所 | 086-223-1577 |
| 九州農政局生産経営流通部農産課 | 096-353-3561 | 九州地方環境事務所 | 096-214-0311 |
| 沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課 | 098-866-0031 | | |

※ 環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html)にも詳細な情報が掲載されています。

